

日田市規則第47号

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 8 月 1 日

日田市長 原 田 啓 介

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則（平成24年規則第230号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、<u>法第50条の規定による居宅介護サービス費等の額の特例及び法第60条の規定による介護予防サービス費等の額の特例</u>(以下「居宅介護サービス費等の額の特例等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、居宅介護サービス費等の額の特例及び介護予防サービス費等の額の特例(以下「居宅介護サービス費等の額の特例等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(適用要件)

第2条 市長は、要介護被保険者若しくは居宅要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)又はその属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当し、法第49条の2各号に掲げる介護給付又は第59条の2各号に掲げる予防給付に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅介護サービス費等の額の特例等による給付(以下「特例給付」という。)を行い、要介護被保険者等の利用者負担額を減額又は免除する。この場合において、特例給付に伴う食費、居住費及び滞在費の利用者負担は、減額又は免除の対象としないものとする。

(1)及び(2) 略

2 略

(特例給付の認定等)

第3条 前条第1項各号の要件に該当する要介護被保険者等の認定及び特例給付の給付割合(法第50条各項及び第60条各項に規定する市が定める割合をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(適用要件)

第2条 市長は、要介護被保険者若しくは居宅要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)又はその属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当し、法第50条各号に掲げる介護給付又は第60条各号に掲げる予防給付に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅介護サービス費等の額の特例等による給付(以下「特例給付」という。)を行い、要介護被保険者等の利用者負担額を減額又は免除する。この場合において、特例給付に伴う食費、居住費及び滞在費の利用者負担は、減額又は免除の対象としないものとする。

(1)及び(2) 略

2 略

(特例給付の認定等)

第3条 前条第1項各号の要件に該当する要介護被保険者等の認定及び特例給付の給付割合は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年7月5日から適用する。